

北海道告示第10138号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年2月6日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第3029号	乾燥菌体肥料	顆粒アミノ菌体	窒素全量 4.5 りん酸全量 1.5	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	令和8年2月12日